

いじめ未然防止のための取組

早期発見

○松江二中との情報の共有化等の連携

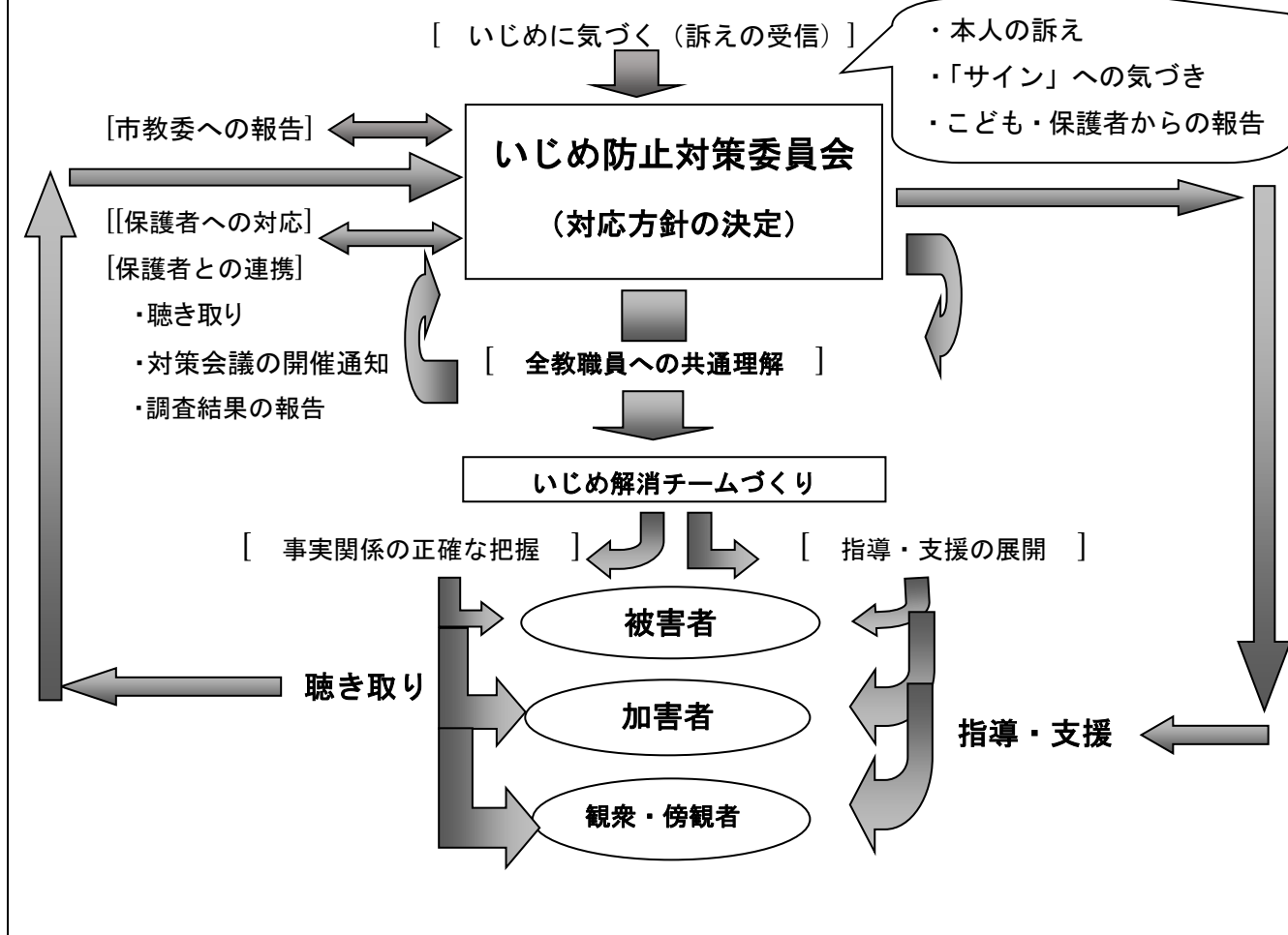
【重点目標】

- ・ いじめをしない、させない、許さない態度を育てる。
- ・ 思いやりの心を持ち、友達に温かく接する態度を育てる。
- ・ 基本的な生活習慣を定着させる。
- ・ 集団生活の中できまりを守る態度を育てる。

- ・WISC等の諸検査
- ・特別支援教育委員会（随時）
- ・就学指導委員会（随時）
- ・校内ケース会議など
- 【保護者・こどもからの相談窓口】
- ・学級担任（学年主任）・生徒指導主任
- ・教育相談コーディネーター・教育相談担当
- ・養護教諭　・児童支援担当
- ・スクールソーシャルワーカー・弁護士
- ・人権擁護機関職員

早期対応

いじめられた子どもには非はないという認識に立ち、学校全体の問題として、組織的な対応により、問題の解決を図る。



教職員は「いじめが決して許されないこと」「いじめを直ちにやめること」を教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、指導する。

ネット上のいじめへの対応

【未然防止・早期発見】

- メディア学習 講演会
- 夏休み前安全教室
- 啓発活動
 - ・校報かわつ、学年だより、学級だより等
 - ・学年・学級保護者会
 - ・学級活動（学級指導）

【対応】

- 書き込み等の確認
- 書き込み等の削除
 - ・管理人への依頼
 - ・警察への相談
 - ・法務局への相談
- 市教委への相談・報告
- 該当児童への指導
- 学校・家庭・地域の連携・協力による、児童に対する指導の推進・支援

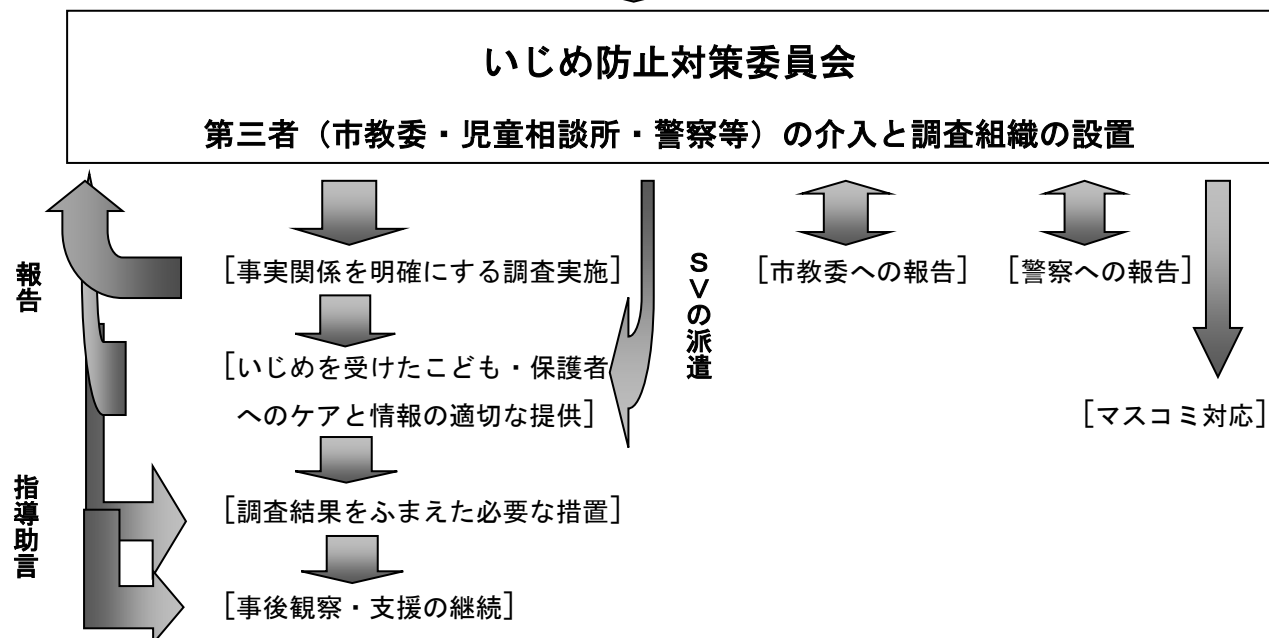
重大事態への対応

いじめにより、重大事態が発生した場合は、同種の事態の発生の防止のため、適切な方法により事実関係を明確にするなど、教育委員会と連携を密にした対応に心がける

重大事態とは

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童が自死を企図した場合
 - 身体に重大な被害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席が30日に到達する前から教育委員会と連携をし、丁寧に対応する。
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

【重大事態の発生】



【いじめの解消】

- 少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。
- ①いじめに係る行為が止んでいること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。
 - ②被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。

学校評価や教員評価において、学校いじめ防止対策基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置づける。

学校教育評価